

指名停止措置の公表

1. 指名停止措置業者名及び所在地

商号又は名称	株式会社かんでんエンジニアリング
代表者職氏名	代表取締役 大久保 昌利
主たる営業所の所在地	大阪府大阪市北区中之島6-2-27

2. 指名停止措置期間

令和7年2月19日から令和7年5月18日まで
(3月)

3. 指名停止措置理由

必要な実務経験を満たさず、不正に資格を取得した者を、営業所の専任技術者として配置していたほか、工事現場の主任技術者等として配置していたとして、近畿地方整備局より営業停止処分を受けたため。

※該当条項

越知町建設工事指名停止措置要綱第1条規定の別表第2の第20号(建設業法違反行為)に該当